

(新) 生物多様性日本基金(仮称)の創設

1,000百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の概要

生物多様性条約第10回締約国会議(以下COP10)の議長を務めることとなる我が国は、国内外の生物多様性の確保に向けた取組を推進し、国際的なリーダーシップを発揮し、途上国を含めた参加国の合意形成を図る必要がある。このような観点から、COP9で議長国のドイツは「今後5年間で5億ユーロ(約700億円)の拠出を行う」と表明した。

今後、条約事務局や各国と調整しながらCOP10の成功に向け準備を進める必要があるが、特に、極めて生物相の豊かな生態系が分布すると言われる途上国において、政府職員の知識・経験や科学的知見の不足等から、生物多様性の急速な減少がみられ、条約の規定や決議で定められた活動が十分に果たされていないことが多い。こうしたことから、各種会議で途上国よりキャパシティビルディング(能力開発)の要望が強く出されている。

これらの問題に対処し、COP10の主要議題であるポスト2010年目標の達成を含む決議事項等を、条約締約国の多数を占める途上国が遵守・遂行できる体制を整備することが急務である。

このため、途上国における人材の能力開発や科学的知見の集積等の活動を支援することを目的とした「生物多様性日本基金(仮称)」を創設・運営する経費として、条約事務局(モンテリオール)に5年間毎年10億円を拠出する。

(注) COPの議長国は次期COPまでの議長国として、締約国会議の運営に責任をもつこととされており、次期COP11の議長国が途上国と見込まれることから、COP12までの足掛け5年間分の拠出を行う。

2. 事業計画(全体計画)

生物多様性日本基金(仮称)

(平成22年度~)

3. 施策の効果

本事業により、人材育成、調査体制の整備、科学的知見の集積等を通じて、途上国によるCOP10決議の確実な実施が確保される。

条約事務局と協力して、グループセミナーを開催することなどにより、地域単位で活動を促進し成果の広域的な底上げが可能となる。

他の国連機関、NGO等との協働も図り、広範な途上国支援体制の確立を促す。

上記の施策効果を通じて、今後5年程度、事実上、議長国を務める我が国の責務を果たすことが可能となる。

生物多様性日本基金(仮称)の創設

2010年10月：生物多様性条約COP10愛知県名古屋市開催
<生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化>

想定される課題

ポスト2010年目標 / 科学と政策のインターフェース
ABS / SATOYAMAイニシアティブ / 温暖化・ビジネス など

途上国では国家戦略が未策定・未改訂(科学的・客観的情報の不足)。
途上国を中心に急速に生物の多様性が減少(熱帯林、沿岸域)。
科学と政策のインターフェース、資金メカニズム等条約を支える機能が不十分。
温暖化対策に資する生物多様性保全施策が不十分。 など

**COP決議事項実施上の支障を除去
新たな国際イニシアティブの発展に寄与 など**

条約事務局への拠出金 (生物多様性日本基金(仮称)の創設・運営)

- ・ 条約事務局と協力して科学的な知見の充実を含め途上国を支援
国家戦略策定ワークショップ、科学と政策のインターフェース・資金メカニズム
構築のための研究・検討作業、持続可能な遺伝資源の利用優良事例
データベースの構築、 など
- ・ 他の国連機関、NGO等との協働による途上国支援体制を確立